

## 深谷市ボートピア岡部周辺環境対策協議会設置要綱

平成18年1月1日

告示第28号

### (設置)

第1条 ボートピア岡部周辺地区における交通、環境等の秩序及び治安を維持し、市民生活の安定向上に資するため、関係者相互の協議及び連絡調整を図ることを目的として、ボートピア岡部周辺環境対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) モーターボート競走の開催に伴い、ボートピア岡部周辺地区に発生する諸事案の実情把握とその対策に関すること。
- (2) 周辺地区住民との友好に関すること。
- (3) その他周辺対策に必要な事項に関すること。

### (委員の構成)

第3条 協議会は、委員16人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地元代表
- (2) 自治会連合会の代表
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) ボートピア岡部関係者
- (5) 識見を有する者
- (6) 副市長
- (7) 岡部総合支所長

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選により、会長及び副会長1人を置く。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、次の各号に定めるところにより、会長が招集し、その議長となる。

- (1) 定例会 年1回
- (2) 臨時会 随時

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、ポートピア岡部周辺環境対策に関する事務を所掌する部署において処理する。

(報告及び意見の聴取)

第8条 協議会での決定事項並びに要望事項につき、必要と認めるときは関係者に対し、報告又は意見の陳述その他必要な処置を求めることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第66号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日告示第167号)

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年5月25日告示第120号)

この告示は、公示の日から施行する。